

金融円滑化取組方針

青森みちのく銀行は、最近の経済情勢および雇用環境の状況などを鑑み、地域金融機関としての社会的責任と使命を十分に認識し、お客さまへの適切な金融仲介機能を果たすための取組みを行っております。このたび、こうした取組みに関する基本方針および体制整備について、お客さまにご理解いただけるように「金融円滑化取組方針」としてまとめました。

「地域の未来を創る お客さまと歩み続ける 一人ひとりの想いを実現する」という経営理念のとおり、金融円滑化に係る取組みを通して地域経済の活性化のためさらなる努力を行ってまいります。

【基本方針】

1. ご相談等に対する適切な対応と審査

- (1) 新規のお借入および返済条件の変更等のご相談・お申込みには、真摯な対応を行い、できる限りお客さまのご要望に沿えるよう努めます。
- (2) お客さまからの新規のお借入や返済条件の変更等のお申込みに対しては、財務諸表等の表面的な計数等にとらわれることなく、お客さまのきめ細やかな実態把握に努め、適切な審査を行います。

2. 適切かつ十分な説明

- (1) お客さまに対するお取引等の説明および情報提供については、お客さまが判断を行うために必要な適切かつ十分な説明および情報提供を行います。
- (2) 返済条件の変更等のお申込みに条件を付す場合には、その内容をできる限り速やかにお客さまに提示し、適切かつ十分な説明を行います。
- (3) 新規のお借入や返済条件の変更等のお申込みを謝絶する場合には、これまでのお取引関係ならびにお客さまの知識および経験等を踏まえ、ご要望に沿えない理由をできる限り具体的かつ丁寧に説明します。

3. 中小企業のお客さまからのお申込みへの対応

- (1) 新規のお借入のご相談・お申込みについては、お客さまの特性およびその事業の状況を十分に勘案し、きめ細かくできる限り柔軟に対応するよう努めます。

- (2) 返済条件の変更等のご相談・お申込みについては、事業についての改善または再生の可能性等の状況を十分に勘案し、きめ細かくできる限り必要な措置をとるよう努めます。

4. 住宅ローンをご利用のお客さまからのお申込みへの対応

返済条件の変更等のご相談・お申込みについては、お客さまの将来にわたる無理のないご返済に向けて、お客さまの収入等の状況を十分に勘案し、きめ細かくできる限りお客さまのご要望に沿えるよう努めます。

5. 他の金融機関との緊密な連携

返済条件の変更等のお申込みをお受けした場合に、他の金融機関、信用保証協会、住宅金融支援機構、中小企業活性化協議会等とお取引がある場合には、お客さまの同意を得たうえで、その関係機関と緊密な連携を図ります。

6. ご意見・ご要望および苦情への対応

新規のお借入や返済条件の変更等のご相談・お申込みに関してお客さまからご意見・ご要望および苦情のお申し出があった場合には、適切かつ十分な対応を行います。

7. 経営改善支援および事業再生手続への対応

- (1) お客さまへの継続的な訪問等を通じて、お客さまの経営実態に応じて経営改善に向けた積極的な支援を行うとともに、経営改善計画の策定に向けては、真摯に議論し、お客さまのご要請により策定の支援を行います。また、経営改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じてお客さまに対する助言等を行います。
- (2) 株式会社地域経済活性化支援機構ならびに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、事業再生 ADR 解決事業者を通じた事業の再生手続に関するご要請をお受けした場合には、事業の改善、再生の見通し等を十分に検討し、適切に対応します。

8. 経営実態や成長性等を適切に見極めるための能力の向上

行内研修等により、お客さまの経営実態や成長性および将来性等を適切に見極めるための能力向上に努めます。

9. 経営者保証に関するガイドラインへの適切な対応

「経営者保証に関するガイドライン」を尊重・遵守し、お客さまと保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めます。

【体制整備の概要】

1. 返済条件の変更等のお申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制

(1) ご相談受付体制の整備（平成 21 年 12 月より実施）

① 「金融円滑化相談窓口」の設置

各営業店ならびに青森・弘前・八戸・函館の各ローンプラザ、青森・弘前・五所川原・八戸・三沢・十和田・むつ・札幌・盛岡の各ローンデスクに「金融円滑化相談窓口」を設置しております。

② 「休日相談窓口」の設置

A. 中小企業のお客さまを対象として、休日にご相談をお受けする「休日相談窓口」を青森・弘前・八戸・函館の各ローンプラザ、青森・弘前・五所川原・八戸・三沢・十和田・むつ・札幌・盛岡の各ローンデスクに設置しております。なお、設置する日については、随時ニュースリリースやホームページでお知らせします。

B. 住宅ローンをご利用のお客さまには、青森・弘前・八戸・函館の各ローンプラザ、青森・弘前・五所川原・八戸・三沢・十和田・むつ・札幌・盛岡の各ローンデスクにおいてご相談をお受けしております。

③ フリーダイヤルでの受付

青森・弘前・八戸・函館の各ローンプラザ、青森・弘前・五所川原・八戸・三沢・十和田・むつ・札幌・盛岡の各ローンデスクにフリーダイヤルを設置し、ご相談をお受けしております。

《ローンプラザ、ローンデスクの住所・電話番号・営業時間》

プラザ名	電話番号	営業時間
住 所	フリーダイヤル	
ローンデスク青森中央	0120-608077	9 時～18 時 定休日なし ※5/3～5/5、年末年始休業
青森市橋本1丁目4-10 2階		

ローンプラザ青森支店 青森市浜田 2 丁目 14-8	0120-608417	10 時～18 時 定休日なし ※5/3～5/5、年末年始休業
ローンプラザ弘前支店 弘前市大字和徳町 19-1 青森みちのく銀行津軽和徳 支店 2 階	0120-608089	9 時～18 時 定休日なし ※5/3～5/5、年末年始休業
ローンデスク弘前上土手町 弘前市大字土手町 211-1	0120-505028	10 時～18 時 定休日水曜 ※5/3～5/5、年末年始休業
ローンデスク五所川原 五所川原市唐笠柳藤巻 517-1 青森みちのく銀行エルムの 街支店内	0120-608744	10 時～18 時 定休日なし ※5/3～5/5、年末年始休業
ローンプラザ八戸支店 八戸市堀端町 3-1 (八戸支 店内)	0120-608743	9 時～18 時 定休日なし ※5/3～5/5、年末年始休業
ローンデスク八戸田向 八戸市田向 3 丁目 1-57 青森みちのく銀行田向支店 2 階	0120-505441	10 時～18 時 定休日なし ※5/3～5/5、年末年始休業
ローンデスク三沢 三沢市三沢堀口 117-35 青森みちのく銀行堀口支店 内	0120-608640	10 時～18 時 定休日なし ※5/3～5/5、年末年始休業
ローンデスク十和田 十和田市東一番町 4-63 青森みちのく銀行十和田中 央支店 2 階	0120-923798	10 時～18 時 定休日なし ※5/3～5/5、年末年始休業
ローンデスクむつ むつ市中央 2-10-1 青森みちのく銀行むつ中央 支店 2 階	0120-925468	10 時～18 時 定休日なし ※5/3～5/5、年末年始休業
ローンプラザ函館支店 北海道函館市桔梗 1 丁目 3-5 青森みちのく銀行ききょう 支店 1 階	0120-730158	10 時～18 時 定休日なし ※5/3～5/5、年末年始休業

ローンデスク札幌	0120－503799	10時～18時 定休日水曜 ※5/3～5/5、年末年始休業
北海道札幌市白石区南郷通8丁目北2-25 第3タヂカビル5階		
ローンデスク盛岡	0120－785669	10時～18時 定休日なし ※5/3～5/5、年末年始休業
岩手県盛岡市向中野7丁目18-12		

(2) 金融円滑化に関する管理部署

以下に掲げる事項を目的に、本部関係部を金融円滑化管理部署として、金融円滑化のための取組みを運営・管理しております。

○取引先のニーズや課題に応じた融資・ソリューションの提供等を通じて取引先の成長、地域経済の活性化に資する取り組みを検討、実施し、金融仲介の質を高める。

○金融円滑化基本方針に基づき取組態勢を整備するとともに、その実効性を確保して適切に推進・管理する。

《構成》

統括部署	審査部
管理部署	審査部 事業資金に関する運営・管理 リテール営業部 住宅資金に関する運営・管理 法人コンサルティング部 中小企業者等に対する、ソリューションの提案・実行管理、ABL等の活用促進

(3) 金融円滑化に関する責任者および担当者の配置

金融円滑化基本方針に則り、お客さまからの資金繰り全般に関するご相談・ご要望等に迅速かつ適切に対応していくため、金融円滑化に関する責任者を本部および営業店に配置しております。

区分	名 称	担当者	役 割
本 部	金融円滑化統括責任者	審査部担当役員	全体の管理・統括
	金融円滑化管理責任者	審査部長	事業資金に関する管理・統括
		リテール営業部長	住宅資金に関する管理・統括

		法人コンサルティング部長	中小企業者等に対するソリューション・A B L等の管理・統括
営業店	金融円滑化責任者	部店長・所長	営業店の統括
	金融円滑化相談窓口担当者	次席者・融資担当役席	営業店の相談窓口担当者

(4) 返済条件の変更等にかかる案件の適切な管理

- ① 返済条件の変更等にかかる案件については、内容の記録を行い、各営業店の金融円滑化責任者が案件の記録・進捗状況等の点検を毎営業日実施し、適切な管理を行います。また、記録した内容は法令等に基づき適切に保存します。
- ② 各営業店の金融円滑化責任者は、案件の申込状況や進捗状況等を定期的に取りまとめ、金融円滑化管理責任者に報告を行います。
- ③ 各営業店から金融円滑化管理責任者へ報告された内容は、金融円滑化統括部署である審査部が取りまとめ、金融円滑化対応状況として、定期的に経営会議へ報告を行います。また、必要に応じて取締役会へ報告を行います。
- ④ 経営会議は、金融円滑化対応状況を分析・評価のうえ、必要に応じて、金融円滑化管理責任者へ改善を実施させるとともに改善状況等の報告を受け、金融円滑化対応管理を適切に行う態勢を整備します。

2. 返済条件の変更等にかかる苦情相談を適切に行うための体制

返済条件の変更等にかかるご意見・ご要望および苦情をお受けするため、営業統括部お客さま相談室に「金融円滑化苦情相談窓口」を設置するとともに、各営業店に苦情等受付担当者を配置しております。苦情相談につきましては誠実・丁寧な対応をするなど、適切かつ十分な対応を行います。

また、苦情相談をお受けした場合には、その内容を法令等に基づき適切に記録・保存します。

窓口名称	金融円滑化苦情相談窓口
電話番号	フリーダイヤル 0120-765715
営業時間	銀行営業日 9:00～17:00

3. 中小企業のお客さまの経営改善または事業再生のための支援を適切に行うための体制

- (1) 中小企業のお客さまとのリレーションシップを大切にし、経営実態に則した経営改善計画の策定等を支援します。また、中小企業のお客さまの経営改善計画の進捗状況を確認・検証し、計画の見直し等について適切に助言・支援するなど当行のコンサルティング機能を発揮し、きめ細かな対応を行います。
- (2) 経営コンサルタント・公認会計士等の外部専門家や地域経済活性化支援機構・東日本大震災事業者再生支援機構・事業再生ADR解決事業者・中小企業活性化協議会等の外部機関と連携し、様々な再生手法の中から適切な再生手法を活用し、中小企業のお客さまの事業再生に取り組めます。
- (3) 経営改善への支援を行うための専門的な部署である「審査部経営支援室」等において、経営改善支援に関する営業店の指導を強化します。